2012年版不公正貿易報告書
新規掲載案件の概要

平成24年6月

通商機構部

1．中国ー日本製感光紙に対するアンチ･ダンピング調査

➢2010年12月23日、中国商務部・公平貿易局は日本・EU・米国製の感光紙（写真用印画紙）に対するアンチ・ダンピング調査開始を決定。
➢2012年3月22日、中国当局は日本・EU・米国製の感光紙いずれについても、クロの最終決定を下した。

概　　要

2010年12月：AD調査開始
2011年1月：日本企業のEU・米国生産子会社が調査に対応
（日本企業としては応訴せず）
2011年8月：仮決定・暫定措置
2011年12月：調査期間の延長公告
2012年3月：最終決定

【確定AD税率】
すべての日本企業：28.8%
日本企業の米国子会社：16.2%
日本企業のEU子会社：17.5%

国際ルール上の問題点

■2011年8月に開始された暫定措置が2012年3月の最終決定まで6カ月以上継続されており、暫定措置の期間を定めたAD協定7.4条に不整合。

我が国の対応

■2011年9月、経産省通商機構部参事官が訪中し当局に申入れ。
■2011年10月、2012年4月のWTO・AD委員会において懸念を表明。

2．中国ー高性能ステンレス継目無鋼管に対するアンチ･ダンピング調査

➢2011年9月8日、中国商務部･公平貿易局は、日本及びEU製の高性能ステンレス継目無鋼管に対し、アンチ･ダンピング調査を開始。
➢2012年5月8日にクロの仮決定が下されたところであるが、現在も中国当局による調査が継続中であり、本年9月ころに最終決定が下される見込み。

概　要

2011年9月：AD調査開始
2011年9月：日本の鉄鋼メーカー2社が応訴（調査への参加登録）
2012年5月：仮決定･暫定措置

【日本企業の暫定AD税率】
個別企業：14.5%～15.8%
その他：39.2%

2012年9月頃：最終決定の見込み

国際ルール上の問題点

■日本からの輸出製品の殆ど全ては、石炭火力発電所の超々臨界圧ボイラ等に使用される高付加価値特殊鋼であり、現在、中国内では競合相手は存在せず、中国国内産業への損害はないはず。国内産業の損害の有無、損害との因果関係の認定等に問題あり。

我が国の対応

■2011年9月、経産省鉄鋼課長より中国当局にレター発出
■2011年9月、2012年4月に、経産省鉄鋼課長･通商機構部参事官が訪中し当局に申入れ。
■2011年10月、2012年5月に、経産大臣が中国･商務部長との会談において申入れ。
■2012年2月、経産審が中国商務部との会談で申入れ。
■2011年10月、2012年4月に、WTO･AD委員会において懸念を表明。
■2012年5月、経産省鉄鋼課長が日本企業とともに公聴会参加。
■引き続き最終決定まで様々な機会を通じて日本製品の除外を求めていく。

3. マレーシアー著作権侵害DVDの流通

- 我が国企業の著作権を侵害するDVDに、マレーシア政府発行のオプティカルディスクラベル(以下「ODL」)が貼付され、店頭やインターネットで多数流通。
- 知的財産権の海外侵害状況調査制度に基づく調査を実施、ODL命令の運用に関する問題点が明らかになったため、2012年2月、マレーシア政府に対して早期改善を要請していくことを決定。

措置の概要

マレーシアODL命令

取引または事業の過程で提供されあるいは提供の申し出が行われる全てのオプティカルディスクに、ODLを貼付しなければならない。

ODLはマレーシア政府が発行し、申請者に販売される。マレーシア政府は、申請内容を審査し、申請者がコンテンツの権利所有者又は権利所有者から使用許諾を受けた者であることを検証し、許可を行う。

しかし、
正規のODLが貼付されているにもかかわらず、
我が国企業の著作権を侵害するDVDが店頭及びインターネットで多数流通

国際ルール上の問題点

■ODL命令自体は、マレーシアにおける知的財産権を保護することを目的として導入された制度であるから、その点ではTRIPS協定等の国際ルールの趣旨に沿ったもの。

■しかし、申請者が権利所有者又は権利所有者から使用許諾を受けた者であることの審査が不十分であることから、制度の実効性が確保されていない。

我が国の対応

■2011年7月、我が国産業界から、知的財産権の海外侵害状況調査制度に基づく申立。

■2012年2月、調査の結果、ODL命令の運用に関する問題点が明らかとなったため、マレーシア政府に対して早期改善を要請していくことを決定。

■2012年4月、マレーシア国内取引・協同組合・消費者省と協議を実施し、改善を要請。

4. 米国ー外国口座税務コンプライアンス法（FATCA）

➢同法は、米国納税者が資産（口座）の海外移転により租税回避することを防止するため、米国外の金融機関に報告義務を課すもの。外国金融機関が米国財務省と当該義務を定めた契約を締結しない場合、米国投資からの利子、配当、及び米国資産の売却・償還額に30％の源泉徴収税率を適用することとしている。2010年3月、米国追加雇用対策法案の一部として成立。

措　置　の　概　要

外国（米国外）金融機関は、米国財務省と以下の内容の契約を締結しない場合、米国投資からの利子、配当、及び米国資産の売却・償還額に30％の源泉徴収税率を適用することとしている。

① 米国人口座を特定するための情報を入手すること、
② 米国人口座の特定のため、所定のデュー・ディリジェンス手続及び検証を行うこと、
③ 米国人口座に関する情報を年一度、米国財務省に報告すること、
④ 米国人口座の情報開示が法律で禁じられている場合、情報開示の禁止を解除するよう求め、解除できない場合には、米国人口座を閉鎖すること、
⑤非協力的口座保有者等への米国源泉所得の支払いに際して、30％の源泉徴収を行うこと

2012年2月には規則案を公表。最終規則は2012年夏に表予定。

国際ルール上の問題点

■日本の金融機関に対し、米国財務省が定める特定の顧客・口座管理の方法を事実上強制しているという点で、合理的な立法管轄権の行使といえるのか疑いがある。

我　が　国　の　対　応

■我が国の全国銀行協会等が意見書を提出（2010年11月、2011年6月、2011年10月）。各国の銀行業界等も要望書を提出し、負担軽減を要望。

5. ブラジル工業製品税の引上げ

➢2011年9月ブラジル政府は、①メルコスール域内からの一定の部品調達率の達成、②ブラジル国内での組立、③ブラジル国内でのR&D投資、の3つの条件を満たさない事業者の自動車に対して内国税である工業製品税を引き上げることを発表。

措置の概要

ブラジル政府は、以下の3つの要件を満たさない事業者の自動車に対して、内国税である工業製品税の引き上げを発表。

①企業平均のメルコスール域内の原産地比率が65%以上であること

②ブラジル国内で組み立て、プレスなど11ある自動車生産工程のうち6 工程以上を実施していること

③総売上の0.5%以上を研究開発（R& D）に投資していること。

国際ルール上の問題点

①内国民待遇義務違反（GATT第3条）
輸入自動車に対して、ブラジル国内で生産された自動車より高い内国税を賦課

②最恵国待遇義務違反（GATT第1条）
メルコスール産の部品をより多く使うインセンティブが生まれ、事実上、メルコスール以外の国からの部品が差別的な扱いを受ける可能性がある。

③国内産品優遇補助金（補助金協定第3.1(b)）
一定割合以上のローカルコンテント比率を満たすことを条件に、本来徴収するべき内国税を免除。

我が国の対応

- 2011年10月に開催された、WTOマーケット・アクセス委員会で懸念を表明。
- 同委員会においては、米国・EU・豪州・韓国が我が国の発言を支持。ブラジルによる本措置について懸念を表明。
- 今後、バイ・マルチの場で措置の改善を促していく。

6. ブラジルー特許・ノウハウ等のライセンス等への規制

当事者が合意した技術移転契約について、工業所有権院（INPI）は契約登録時に審査を行い、知的財産の価値を減ずるような修正を指示する場合あり。修正に応じなければ、ロイヤリティ海外送金ができない。修正根拠が不明確な場合あり。

措　置　の　概　要

海外送金にあたっては、INPIへの登録が必要。ロイヤリティ料率の上限等の修正指示がなされる場合あり。当該指示に従わない場合は、ロイヤリティ海外送金ができない。

国際ルール上の問題点

■ロイヤリティ料率や秘密保持期間に上限を設定する等のライセンス規制により、事実上我が国企業に対して内国企業よりも不利な制限が課されている可能性があり、かかる制度は、TRIPS 協定第3条1項の内国民待遇義務に整合していない可能性がある。

我　が　国　の　対　応

■2009年2月の第1回日伯貿易投資促進合同委員会から2011年8月の第5回委員会まで継続して、ロイヤリティ料率や秘密保持期間につき改善を要請。

■ 2010年7月から9月にかけて、経済産業省とブラジル開発商工省との間で、以下の事項を次官級レターで確認し、一定の成果あり。

①10年以上の秘密保持期間条項があってもINPIは契約登録できるという権限あり。

②登録を拒否する場合に十分な理由を示す。

■今後も二国間協議等を通じて、技術移転促進のための規制緩和の必要性とルールの不合理を指摘しつつ、改善を働き掛けていく。

7. インドー太陽光関連機器に関するローカル・コンテント要求

- 2010年1月インド政府は「ジャワハルラル・ネルー・国家太陽光指令（Jawaharlal Nehru National Solar Mission（JNNSM））」を公表。エネルギー需給構造の改善及び環境（二酸化炭素排出削減）の観点から、太陽光発電及び太陽熱発電による電力の固定買取価格制度（FIT）を導入。
- 新・再生可能エネルギー省は、同制度に参入する発電事業者に対して、国産品使用要件を義務づけ。

措置の概要

2010年7月エネルギー省（Ministry of New and Renewable Energy）は、同制度のガイドラインを公表し、買取りを希望する発電プロジェクトの募集を開始。

①太陽光発電プロジェクト

- 2011年までの申請者に対しては、モジュールをインド国内で製造した太陽光パネルを使用することを要求
- 2011年以降の申請者に対しては、太陽光パネルのセルとモジュールの両方をインド国内で製造することを要求。

②太陽熱発電プロジェクト

- 太陽熱発電関連施設（プラント）の30%の部品等をインド産品とすることを要求。

国際ルール上の問題点

- 電力固定価格買取制度（FIT)に参入しようとする事業者に対して国産品使用要件を義務づけることは、GATT第3条4項及びTRIM協定第2条に抵触する可能性がある。
- 国産品を優先的に使用することを条件に補助金を交付する措置は、「国産品優先補助金」に該当し、補助金協定3.1(b)に抵触する可能性がある。

我が国の対応

- 2011年5月に開催されたWTO・補助金委員会においてインドに対して懸念を表明。
- 2011年9月に開催された対インドTPRにおいて質問を提出し、懸念を表明。
- 今後も、本件に関する動きを注視する。

8. メキシコーエネルギー表示規制

➢2010年9月10日、メキシコ政府は、エネルギー持続的利用法に基づき、2011年9月11日から合計186品目の機械・機器についてエネルギー消費に関する情報表示を義務付ける旨を発表。
➢その後、産業用やビジネス用途の機器は対象から除外されたが、対象品目の削減等はないまま、予定どおり2011年9月11日から規制が導入された。

措置の概要

メキシコのエネルギー省は、「エネルギー持続的利用法」に基づき、186品目について、2011年9月11日からエネルギー消費に関する情報表示を義務づけ。

〇公示されたリストに掲載された186品目を製造、または輸入販売する企業は、機器のエネルギー消費に関する情報を表示する義務を負う。
〇市場在庫も規制対象。
〇産業用途の製品(BtoB)は規制対象外。
〇ラベル表示方法や測定方法に関する報告書には雛形なし。
〇ラベル表示は本体もしくはパッケージに表示することとなっており、取扱説明書やホームページ上での情報公示のみは認められない。

国際ルール上の問題点

■WTO協定では、貿易規則の公表及び施行について、公平かつ合理的な方法で実施しなければならないと定めている。
■エネルギーの消費が少ない製品や市場在庫も幅広く規制の対象としており、また測定・表示方法の規定が不明確であることから、GATT10条3項に抵触する可能性がある。

我が国の対応

■2011年5月、電気電子業界団体(JEMA、CIAJ、JBMIA、JEITA)が在日メキシコ大使館へ意見陳情書を提出。
■2011年6月、メキシコがTBT通報。
■2011年8月、TBT通報に対する我が方コメントを提出。
■2011年6月、11月、2012年3月のTBT公式会合、バイ会談にて懸念表明。